

松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金について

|    |        | 個人設置                                      | 共同設置                         | 組織設置   |
|----|--------|---|------------------------------|--|
| 1  | 補助対象者  | 市内在住で市内で農業を営む農業者                          | 市内在住で市内で農業を営む<br>2戸以上の農業者    | ① 町内会・自治会等<br>② 中山間交付金対象集落<br>③ その他市長が特に必要と認める<br>組織（規約と構成員名簿を備え、構<br>成員が3人以上） |
| 2  | 補助申請者  | 農業者個人                                     | 共同設置代表者                      | 組織設置代表者  |
| 3  | 設置目的   | 農作物被害防止                                   | 農作物被害防止                      | 農作物被害防止・住民被害防止   |
| 4  | 補助要件   | ① 松山市税を完納していること                           | ① すべての農業者が松山市税を完納してい<br>ること  | /  |
|    |        | ② 原則、農業委員会の農地台帳に登載され<br>た農業者              | ② 原則、農業委員会の農地台帳に登載され<br>た農業者 |  |
| 5  | 施設延長   | 100m以上であること                               | 300m以上であること                  | 300m以上であること  |
| 6  | 施設設置場所 | 個人の耕作農地                                   | 連続する耕作農地                     | 申請組織が必要と認める農地もしくは場所  |
| 7  | 補助対象経費 | 松山市内の店舗で電気柵、金網、トタン板等の資材を購入した費用            |                              |  |
| 8  | 補助金の額  | ① 認定農業者等<br>補助対象経費の<br>2分の1以内で上限3万円       | 補助対象経費の2分の1以内で上限50万円         |  |
|    |        | ② 認定農業者等以外の農業者<br>補助対象経費の<br>3分の1以内で上限2万円 |                              |  |
| 9  | 申請可能回数 | 同一の補助申請者につき、年度1回限り                        |                              |  |
| 10 | その他    | 申請年度内に施設設置を完了すること                         |                              |  |

○ お問合せ先：松山市 農水振興課 鳥獣対策担当 TEL 089-948-6567